

津市文化振興基金活用事業補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日訓第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民文化団体及び市民（以下「団体等」という。）の芸術活動及び文化活動を支援することにより、本市における文化の振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「文化振興基金活用事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、次に掲げる団体等に対して、次条に掲げる事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。ただし、補助金の交付を申請する年度の前年度又は前々年度に補助金の交付を受けたことがある団体等に対しては、交付しないものとする。

- (1) 本市の区域内に主たる活動拠点を持つ市民文化団体
- (2) 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者で、文化活動を自ら企画して行うもの

(交付の対象となる事業)

第 4 条 交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当する本市の文化の向上に寄与すると認められる事業とする。

- (1) 市民参加の文化活動及び芸術の鑑賞機会並びに文化講演会、学術講演会等地域の文化を学習する機会を提供する事業
- (2) 寄附を目的としない団体等の記念講演会、発表会、展示会等の文化活動の発表事業。ただし、定期的な発表会事業は、10 周年等の区切りとなる発表事業に限るものとする。
- (3) 文芸作品集（同人誌及び会員誌を除く。）、郷土・歴史研究誌、文化情報誌等の出版物の発行事業
- (4) 地域の文化を活かした交流・まちづくり事業
- (5) 歴史・文化の保存・活用事業

(6) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第5条 補助金は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは、20万円）を限度として、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。